

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件 四七
- 公告
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 四七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 四七
- 福島海区漁業調整委員会 四九
- 小型定置漁業の保護区域について指示する件 四九

告 示

福島県告示第五百四十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南相馬土地改良区から平成二十五年五月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月九日認可した。
 平成二十五年八月二十日

福島県知事 佐藤雄平
 （農村計画課）

公 告

公告第二百六十七号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十五年八月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月五日
- 二 名称
NPO法人桜こまち
- 三 代表者の氏名
遠藤 善幸
- 四 主たる事務所の所在地
福島県田村郡三春町字小滝百七十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、自立支援と社会経済活動の参加に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百六十八号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十五年八月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人ピアステーション・シリウス
- 三 代表者の氏名
小池 志郎
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市片平町字北三天七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者、身体障害者、知的障害者に対して就労援助、住宅援助等の生活の自立を支える事業を行い、地域社会における障害者への福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百六十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十五年八月二十日

土地改良区の名称
郡山市多田野土地改良区

福島県知事 佐藤雄平

退任した役員	役別	氏名	住所
理事	橋本	幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	鈴木	旭	市逢瀬町多田野字宮南六五番地
同	遠藤	英記	市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	菅野	佐市	市逢瀬町多田野字本郷一七番地
同	熊田	憲治	市逢瀬町多田野字堺山二番地の四
同	本田	憲雄	市逢瀬町多田野字本郷一六番地
同	川田	實	市逢瀬町多田野字休石一三番地
同	早尾	壽松	市逢瀬町多田野字下古川林一番地
同	加藤	富一	市逢瀬町多田野字西赤穂木一九番地
同	齋藤	隆	市逢瀬町多田野字大界三番地の一
同	橋本	功美	市逢瀬町多田野字白石二六番地
同	大橋	正秋	市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
就任した役員	氏名	住所	
理事	橋本	幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	鈴木	旭	市逢瀬町多田野字宮南六五番地
同	遠藤	英記	市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	菅野	佐市	市逢瀬町多田野字本郷一七番地
同	熊田	憲治	市逢瀬町多田野字堺山二番地の四
同	本田	憲雄	市逢瀬町多田野字本郷一六番地
同	川田	實	市逢瀬町多田野字休石一三番地
同	大橋	正秋	市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
同	加藤	富一	市逢瀬町多田野字西赤穂木一九番地
同	橋本	功美	市逢瀬町多田野字白石二六番地
同	川見	幸和	市逢瀬町多田野字本郷一四六番地
同	早尾	壽松	市逢瀬町多田野字下古川林一番地

(農村計画課)

公告第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年八月二十日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

三春町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

退任した役員	役別	氏名	住所
理事	鈴木	義孝	田村郡三春町大字柴原字神久保一〇〇番地
同	三瓶	幸吉	郡同 町大字沼沢字古館一五三番地
同	眞壁	稔	郡同 町大字過足字館九番地の一
同	大田	昇	郡同 町大字西方字西方前三一一番地
同	渡辺	泰譽	郡同 町大字斎藤字戸ノ内一四八番地
同	鈴木	昇	郡同 町大字鷹巣字姥ケ懐一四〇番地の二
同	渡邊	宣夫	郡同 町大字貝山字古内四七番地
同	橋本	雄二	郡同 町大字込木字田中四二番地
同	小松	茂行	郡同 町大字滝字岩ノ入一六五番地
同	橋本	庄次	郡同 町大字樋渡字不動滝二四九番地
同	近内	一郎	郡同 町大字根本字仲平一六番地
同	影山	孫也	郡同 町大字狐田字五郎内一一一番地
同	鈴木	政一	郡同 町大字柴原字神久保一五八番地
同	過足	長貞	郡同 町大字斎藤字戸ノ内一六番地
同	松崎	寛文	郡同 町大字鷹巣字餅田一〇三番地
同	大内	将	郡同 町大字貝山字岩田一八六番地
就任した役員	氏名	住所	
理事	鈴木	義孝	田村郡三春町大字柴原字神久保一〇〇番地
同	渡辺	泰譽	郡同 町大字斎藤字戸ノ内一四八番地
同	過足	重治	郡同 町大字過足字下屋敷一番地
同	千葉	初吉	郡同 町大字西方字中ノ内一七三番地
同	村上	茂	郡同 町大字沼沢字浜井場四五番地
同	松崎	寛文	郡同 町大字鷹巣字餅田一〇三番地
同	大内	将	郡同 町大字貝山字岩田一八六番地
同	橋本	雄二	郡同 町大字込木字田中四二番地
同	小松	茂行	郡同 町大字滝字岩ノ入一六五番地
同	鈴木	政一	郡同 町大字柴原字神久保一五八番地
同	橋本	正勝	郡同 町大字樋渡字下ノ前二九〇番地
同	近内	勝彦	郡同 町大字根本字光谷一一二番地
同	影山	明夫	郡同 町大字狐田字五郎内一七七番地
同	過足	長貞	郡同 町大字斎藤字戸ノ内一六番地
同	鈴木	昇	郡同 町大字鷹巣字姥ケ懐一四〇番地の二
同	渡辺	浩志	郡同 町大字貝山字古内一五〇番地

(農村計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第
二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年八月二十日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

一 保護区域

小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業（さげ角網漁業を含む。）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸かにかご漁業、機船船びき網漁業、はもかご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年九月一日から平成二十六年八月三十一日までとする。